

1 丁		法務省本籍									
年	月	日	出生地		出生年月日		氏名		昭和三九年八月一六日		
			年	月	日	項	名	姓	名	姓	名
平成元年	四月	三日	司法試験第二次試験合格			司法試験管理委員会	事	川原	かわ	はら	りゆう
平成元年	四月	一日	慶應義塾大学法学部卒業			司法試験管理委員会	事	隆	はら	りゆう	じ
平成元年	四月	三日	司法修習生を命ずる			司法試験管理委員会	事				
平成元年	四月	三日	司法修習生の修習終了			司法試験管理委員会	事				
平成元年	四月	一日	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する			司法試験管理委員会	事				
平成元年	四月	一日	岡山地方検察庁検事に配置換する			司法試験管理委員会	事				
平成元年	四月	一日	京都地方検察庁検事に配置換する			司法試験管理委員会	事				
平成元年	四月	一日	東京地方検察庁検事に配置換する			司法試験管理委員会	事				
平成元年	四月	一日	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する			司法試験管理委員会	事				
平成元年	四月	一日	法務大臣官房秘書課付に併任する			司法試験管理委員会	事				
平成元年	四月	一日	法務省オウム真理教信者等社会復帰対策調整担当官を命ずる			司法試験管理委員会	事				
法務省刑事局付に併任する			法務省刑事局付の併任を解除する			司法試験管理委員会	事				
法務省刑事局付に併任する			法務省刑事局付に併任する			司法試験管理委員会	事				

法務省			年	月	日	事	項	原	隆	司	
2	丁							川	原	隆	司
〃	〃	〃				法務大臣秘書官事務取扱に併任する					
〃	一一	一一				法務大臣官房秘書課付の併任を解除する					
〃	一一	三〇	司法制度改革推進本部事務局局員の併任は終了した			法務省オウム真理教信者等社会復帰対策調整担当官を免ずる					
〃	六	六	法務事務官（法務省大臣官房司法法制部付）の併任を解除する			法務大臣官房秘書課付に併任する					
内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する			法務省オウム真理教信者等社会復帰対策調整担当官を命ずる			法務大臣秘書官事務取扱の併任を解除する					
内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する			法務省刑事局付の併任を解除する			法務大臣秘書官事務取扱の併任を解除する					
内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する			平成一三年一月五日限りで法務省オウム真理教信者等社会復帰対策調整担当官を免ずる			平成一三年一月五日限りで法務事務官（法務大臣官房秘書課付）の併任を解除する					
内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する			平成一三年一月五日限りで法務事務官（法務大臣官房司法法制部付）に併任する			平成一三年一月五日限りで法務事務官（内閣官房副長官補付）に併任する					
内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する			内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する			内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する					
内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する			司法制度改革推進本部事務局局員に併任する			司法制度改革推進本部事務局局員に併任する					

3 丁

## 法務省

年

月

日

事

項

川原隆司

平成一九

四

一

法務事務官（法務省大臣官房付）に併任する

法務省

リ

リ

リ

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣

二 一七

七

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣

除する

内閣官房司法制度改革推進室参事官を免ずる

内閣

二 一四

四

法務事務官（法務省大臣官房付）の併任を解除する

法務省

二 一五

五

東京高等検察庁検事に配置換する

法務省

二 一六

七

東京地方検察庁検事に併任する

法務省

二 一七

一

大阪地方検察庁総務部長を命ずる

法務省

二 一八

一

大阪区検察庁検事に併任する

法務省

二 一九

一

大阪区検察庁上席検察官を命ずる

法務省

二 二〇

一〇

東京地方検察庁検事の併任を解除する

法務省

二 二一

一一

東京地方検察庁検事に配置換する

法務省

二 二二

一二

東京地方検察庁刑事部長を命ずる

法務省

二 二三

一二

大阪区検察庁検事の併任を解除する

法務省

二 二四

一〇

大阪区検察庁検事の併任を解除する

法務省

4 丁

法務省

年 月 日

事 項

川原隆司

平成二八

四

一一

東京高等検察庁検事に配置換する

法務省

二九

一

三〇

東京高等検察庁刑事部長を命ずる

法務省

仙台

高等

検察

庁

秋田地方検察庁検事正に配置換する

仙台

高等

検察

庁

仙台高等検察庁秋田支部勤務を命ずる

仙台

高等

検察

庁

仙台高等検察庁秋田支部勤務を命ずる

三〇

一

三二

最高検察庁検事に配置換する

仙台

高等

検察

庁

仙台高等検察庁検事の併任を解除する

三一

一

八

法務事務官（法務省大臣官房付）に併任する

併任

の

期間

は平成三一年一月一七日までとする

法務

大臣

官房

長に充てる

障害

者雇用

推進

者を命ずる

法務

省刑事

局長

に充てる

障害

者雇用

推進

者を免ずる

法務

事務

次官

に任命する

倫理

監督

官を命ずる

川原隆司